

特集

2

知っておきたい災害時の 公的支援と保険



清水 香 Shimizu Kaori ファイナンシャルプランナー

生活設計塾クルー取締役。財務省の「地震保険制度に関するプロジェクト」メンバー。著書に「あなたにとって『本当に必要な保険』」(講談社)、「こんな時、あなたの保険はおけるのか?」(ダイヤモンド社)ほか。



はじめに

最近、地震をはじめ火山の噴火被害や水害、竜巻などの自然災害が相次いでいます。住まいや仕事、コミュニティ、そして家族など、私たちを支えるいくつもの柱を、一気に奪い去ることすらある自然災害は、とても恐ろしいものです。しかし、いかなるときでも私たちの暮らしは続いていきます。災害が相次ぐ今こそ、被災後を支える公的制度や保険の知識を得ることが欠かせません。

被災者支援のための主な公的制度

● 災害救助法による救助

自宅が被災し帰宅できなくなったとき、地域に開設される避難所に、当座は身を寄せることになります。そこでの衣類や寝具の配布・炊き出しなどは災害救助法を根拠に行われるものです。被災者に対し都道府県が応急的に必要な救助を行い、保護を図るものは図1のとおりです。主として命をつなぐ最低限の衣食住等の支えが講じられます。

その後、少し落ち着いても経済的な事情などから、避難所から出ることができない被災者には、応急仮設住宅が設置されたり、自治体が民間賃貸住宅を借り上げたりして、原則として2年まで当座の仮住まいが確保されます。

また、被災地域に災害救助法が適用されると、

金融庁から金融機関等に対し、被災者の預金払い戻しに柔軟に応じるよう要請されます。被災して通帳やキャッシュカードを滅失・紛失した場合でも、本人確認ができればお金を引き出すことができます。こうした場合に備え、平時から本人と確認できる運転免許証など顔写真入り証明書のコピーを、非常用持ち出し袋に入れておくといいでしょう。

● 災害弔慰金などの支給金

万一災害で家族が亡くなった場合、遺族に「災害弔慰金」が支給されます。支給額は市町村条例で定める額で、生計維持者の死亡は500万円以下、その他の人は250万円以下です。死亡に至らなくても、災害により心身に重度障害が生じた場合には「災害障害見舞金」が支給されます。支給額は市町村条例に定める額で、重度障害について生計維持者は250万円以下、その他の人は125万円以下です。

被災により、新たに特別支援学校等への就学支援が必要になった子どもがいる世帯には、保

- ① 避難所、応急仮設住宅の設置
- ② 食品、飲料水の給与
- ③ 被服、寝具等の給与
- ④ 医療、助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索および処理
- ⑩ 住居またはその周辺の土石等の障害物の除去

図1 災害救助法の概要による救助の種類

護者に対し通学費や学用品等を援助する「特別支援学校等への就学奨励事業」もあります。子どもの就学困難に関する支援には、就学援助や授業料の減免など、ほかにもいくつかあります。学校や市町村などに問い合わせてみましょう。

● 被災者生活再建支援制度の支援金

住まいが全壊等の状況になったときは「被災者生活再建支援制度」の支援金が支給されます。持ち家か賃貸かは問われません。

支援金は2段階で、住宅の壊れ具合に応じて基礎支援金が、その後の住宅の再建方法に応じて加算支援金が支給されます。図2に示したとおり、全壊等*1の基礎支援金は100万円、住宅建設・購入時の加算支援金が200万円、合わせて最高300万円です。

支援金を受け取るには、自治体が交付する「罹災証明書」により、自宅が全壊等または大規模半壊と認定されていることが必要で、半壊以下は対象外です。

● 災害援護資金等、被災者向け貸付制度

災害で世帯主が負傷したり、住居や家財に一定の損害を受けた世帯に向けた貸し付けが「災害援護資金」です。貸付限度額は350万円で、

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

住宅の被害程度		
	全壊等	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

住宅の再建方法			
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅除く)
支給額	200万円	100万円	50万円

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200万円(または100万円)。
 ※単身世帯は各該当欄の金額の3/4の額。

図2 被災者生活再建支援制度の支援金

*1 全壊、解体、長期避難

世帯主の負傷の程度や住宅等に受けた損害の程度により貸付額が異なります(150万～350万円)。償還期間は10年以内(据置期間原則3年以内)、貸付利率は年3%で、家族構成による所得制限があります。

被災者向け融資としては、「国の教育ローン」や「災害復興住宅融資」などがあり、低所得であるなど金融機関からの借り入れが難しい世帯向けには「生活福祉資金制度」があります。

これまでみてきた災害救助法による応急救助や各種の給付金のほかにも、被災時には税や社会保険料の減免、医療費等の窓口負担の減免、公共料金の特別措置などさまざまな支援策が講じられます。

なお、公的な給付や支援を受けるには、原則として手続きが必要です。市区町村役場や公的機関などへの問い合わせや確認を行い、正しい情報をもとに確実な手続きを行うことが大切です。

自身で加入している さまざまな保険

● 住まいや家財等の損害をカバーする保険

火災保険は、住宅や家財の損害を補償する保険で、火災損害のみならず落雷や水害、風災など、さまざまな自然災害による損害を補償します。火災保険でカバーされない地震、噴火またはこれらによる津波被害による損害は、火災保険に地震保険を付帯して補償を受けます(図3)。なお、自動車は火災保険が対象とする家財には含まれません。災害による被害に対する補償を受けるには、別途車両保険の契約をしておくことが必要です。

被災後の生活は自力再建が原則です。しかし、こうした事態に自力で対応するのは、多くの場合困難ですから、火災保険や地震保険は被災後の生活再建を進めるための欠かせない手段といえます。地震保険の補償上限は火災保険金額の

50%ですが、それでも最悪の事態を回避するには有力な手段です。特に住宅ローン残債のある世帯は、住宅ローン返済が住宅全壊以降も続きますので、保険はより重要といえます。ローンの残る住宅を失う一方、暮らしを立てていくには新たな住まいが必要になり、二重の住居費負担が発生する最悪の事態も考えられるからです。

ところが、保険契約は住宅購入時の多くの手続きのなかで行われ、加入はしたものの補償内容を覚えていない人が多いようです。一口に火災保険とはいえ、契約により補償内容は異なり、地震保険がなければ、地震原因の損害も補償されません。何でもよいのではなく、わが家の災害リスクを確実にカバーできる補償にすることが重要です。

なお火災保険以外の損害保険でも、地震・噴火・津波による被害を約款上免責とするのが一般的です。これらの損害をカバーするには別途特約等が必要です。

また、生活協同組合等が取り扱う火災共済は、災害等による住宅等の損害をカバーする点は火災保険等と同じですが、商品により風水害や地震損害等のカバーが限定的なものがあります。事前に確認をし、よく理解して契約することが大切です。

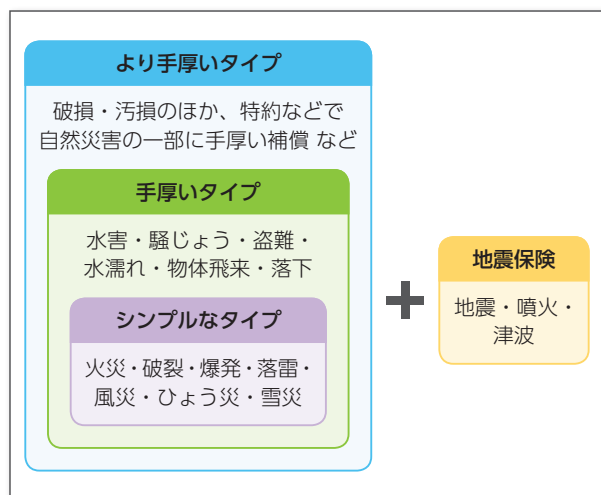


図3 火災保険のタイプ(例)

● 災害による死亡やけがをカバーする保険

損害保険と異なり、生命保険や医療保険は一般に地震等を免責としていません。約款上、巨大災害等で保険計算の基礎に重大な影響がある場合、保険金の支払いに制限を設けるとの規定がある商品が多いようですが、東日本大震災を含む過去の災害ではすべて保険金が支払われています。

なお、被災時に保険証券を滅失・紛失しても保険は無効になりませんが、保険金を受け取るには手続きが必要です。請求先が分からず手続きができないときは、日本損害保険協会および生命保険協会が問い合わせに応じています。災害救助法の適用地域に住む個人の契約者が利用できます(図4)。

■ 日本損害保険協会「自然災害損保契約照会センター」	
受付時間	平日 9:15 ~ 17:00 (土・日・祝および12月30日から1月4日を除く)
ナビダイヤル	0570-001830
IP電話等の場合	03-6836-1003
■ 生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」	
受付時間	月~金曜日(祝日を除く) 9:00 ~ 17:00
フリーダイヤル	0120-001731

図4 保険契約の有無や保険会社が不明な場合の問い合わせ先

